

第1回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日時 令和3年10月4日（月） 午後1時30分～3時00分
会場 小田原市役所（3階オンライン会議専用スペース、5階504会議室）及び各委員におけるオンライン会議参加場所
会議形態 オンライン会議
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、五十嵐委員、植田委員、神谷委員、志澤委員、瀬戸委員、原田委員、村上委員、山岡委員、山岸委員
市職員：【市民部】早川部長、山下副部長
【人権・男女共同参画課】竹井課長、町山係長、磯崎主任、大澤主任
傍聴者 0人

会議概要

別紙次第に基づき、事務局にて議題（3）までの進行を行い、以降は委員長が会議を進行した。概要は次のとおり。

- 1 委員の委嘱：オンライン開催のため事前に委員へ委嘱状を郵送
- 2 市長あいさつ：守屋市長あいさつ
- 3 委員等紹介：委員自己紹介及び職員の紹介 委員紹介終了後、守屋市長退席
※職員紹介終了後、配布資料の確認
・委員会の公開についての説明

○事務局【町山係長】	<p>次に、本委員会の会議の公開について、説明させていただきます。お手元にある、参考資料「小田原市人権施策推進委員会の会議の公開に関する要領」をご覧ください。これは、本委員会の会議を公開するにあたり、必要な事項を定めたものでございます。</p> <p>小田原市情報公開条例によりまして、審議会等の会議につきましては、法令に特別の定めがある場合や、公開することにより会議の運営が著しく阻害される恐れがある場合等を除いては、原則公開しなければならないルールとなっております。</p> <p>本委員会を傍聴しようとする方は、氏名を明らかにして入室すべきこと、また、会議を妨害する者には委員長が退場を命じることができること、などが規定されております。</p> <p>この会議を含め、以後の本委員会の会議につきましては、非公開とすべき理由がない場合は、これを公開することをご了承いただきたいと存じます。</p> <p>また、本日は、新型コロナウイルス感染防止と会場の状況から、収容人数を減らすことや検温、手指の消毒、マスク着用の徹底等の対策を講じた上で、傍聴者数を制限しております。</p>
-------------------	--

	別室にて本日の傍聴希望者を受け付けておりますが、傍聴希望者の状況はどうか。
○事務局【磯崎主任】	本日の傍聴希望者はございません。
○事務局【町山係長】	<p>ありがとうございます。</p> <p>なお、会議の概要につきましては、会議の速報、また、会議録等を作成の上、ホームページ等により市民に広く情報を提供してまいりたいと考えております。</p> <p>また、会議の進行にあたりましては、オンラインで行いますので、通常時はマイクの音量をミュートに設定していただき、ご発言される場合は、挙手をしていただき、進行役が指名しましたら、ミュートを解除してご発言していただくようお願いいたします。</p>

4 議題

(1) 小田原市人権施策推進委員会について

○事務局【町山係長】	<p>次第4の議題に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)「小田原市人権施策推進委員会について」事務局から説明をお願いします。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題(1)「小田原市人権施策推進委員会について」説明させていただきます。</p> <p>はじめに、本委員会の設置規則について説明いたしますので、お手元の資料1をご覧ください。資料1「小田原市人権施策推進委員会規則」でございます。</p> <p>本委員会は、市民一人ひとりが互いに尊重しあい、支え合って生きていく社会の実現に向けて、本市が取り組むべき人権課題の抽出や施策の推進方策等について広く意見を求めるために設置するものでございます。</p> <p>所掌事務は第2条に記載のとおり、人権施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議をしていただき、その結果を報告するとともに、必要事項についての意見をいただくものでございます。</p> <p>委員構成は第3条に記載のとおりで、この構成区分に従い、本日、ご委嘱申し上げました。委員任期については、令和5年3月31日までとさせていただきます。</p> <p>第4条は、委員長及び副委員長の規定でございます。委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとされており、次の議題の中で取り上げさせていただきます。</p> <p>第5条は、会議の開催要件等について規定でございます。委員長が招集し、その議長となること、委員の2分の1以上が出席しなければ</p>

	<p>会議を開くことができないこと、議事は出席委員の過半数で決定することが定められています。</p> <p>また、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見等を聴くことができることを第6条で規定しています。</p> <p>以上で、議題（1）の「小田原市人権施策推進委員会について」の説明を終わらせていただきます。</p>
○事務局【町山係長】	<p>ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様からご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
※意見なし	
○事務局【町山係長】	<p>それでは、ご質問等もないようですので、これで議題（1）を終わらせていただきます。</p>

(2) 委員長及び副委員長の選出について

○事務局【町山係長】	<p>次に、議題（2）「委員長及び副委員長の選出について」事務局から説明をお願いします。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（2）「委員長及び副委員長の選出について」説明させていただきます。</p> <p>先ほど説明しました小田原市人権施策推進委員会規則第4条第1項に、「委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める」と規定されています。これに従い委員長、副委員長の選出を議題とさせていただきます。</p> <p>以上で、議題（2）についての説明を終わらせていただきます。</p>
○事務局【町山係長】	<p>ただいま、委員長及び副委員長の選出につきまして、事務局から説明がありました。皆様からご意見がございましたらお願いいたします。</p>
※山岡委員 挙手	
○事務局【町山係長】	<p>はい、それでは、山岡委員をお願いします。</p>
○山岡委員	<p>今回の人権施策推進指針の改定については、令和元年度から進められておりましたが、途中、追加諮問があり皆さんで議論していただいたこと、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、改定作業が中断し、今年度新たな委員体制の下で再スタートとなっています。</p> <p>このような状況のなかで、今後のスムーズな委員会運営を考えると、昨年度までの委員会での検討状況を把握し、委員長として取りまとめていただいていた関東学院大学の吉田教授に引き続き委員長をお願いすることはいかがかと考えます。また、副委員長につきましても、令和元年度から副委員長として、委員長とともに委員会の円滑な運営に務めていただいていた神奈川人権センターの大石委員にお願いさせていただいてはと思っておりますがいかがでしょうか。</p>

○事務局【町山係長】	<p>ただいま、山岡委員から委員長・副委員長の推薦につきましてご発言がございましたが、吉田委員に委員長を、大石委員に副委員長をお願いするということがいかがでしょうか。</p> <p>委員の皆様からご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
※委員からの異議なし	
○事務局【町山係長】	<p>それでは、異議等も無いようですので、委員長は吉田委員に、副委員長は大石委員ということで決定とさせていただきます。</p> <p>これで、委員長・副委員長が選任されましたので吉田委員長並びに大石副委員長からそれぞれ一言ずつご挨拶をお願いいたします。まずは、吉田委員長お願いします。</p>
○吉田委員長	<p>ただいま、委員長に選出されました吉田でございます。山岡委員がご説明してくださったとおりですが、コロナ前の状況では人権施策推進指針の改定ということで、冒頭のところを何回か話し合ったところで他のいじめに関する諮問がありまして、その後コロナの状況に至りなかなか会議を行うこともままならない状況で今に至るということです。今回委員の顔ぶれも大きく変わりました、残っているのは私と大石委員と山岡委員だけかと思うのですが、新たな知見をいただいて、皆様のご努力を受けて指針の改定のとりまとめを行っていきたく思います。よろしくお願いします。</p>
○事務局【町山係長】	<p>ありがとうございます。続きまして、大石副委員長お願いいたします。</p>
○大石副委員長	<p>ただいま副委員長に推薦を受けました大石と申します。神奈川県人権センターからの推薦を受けて参加させていただいております。最初にご挨拶させていただきましたが、今、外国人の数も 288 万人ということで、日本社会の中に急速に外国人が増え、地域の中での共生が求められています。そうしたことが、いろいろな自治体において具体的な課題となっており、精神的にどうやって外国人市民と共生していくのか、或いはマイノリティの方とどのように共生していくのかということが地域社会の中で強く求められていると思います。育った地域では、在日コリアンの話も部落差別の話もありました。そういう方々の思いを受けて、これからお互いが社会の中で心豊かに暮らせるように協力できたらと思っています。よろしくお願いします。</p>
○事務局【町山係長】	<p>吉田委員長、大石副委員長、ありがとうございました。</p>

(3) 諮問

○事務局【町山係長】	<p>それでは、続きまして、議題(3)「諮問」に移らせていただきます。</p> <p>守屋市長の代理として、早川市民部長から委員長へ諮問内容を伝えさせていただきます。</p>
------------	---

	早川部長よろしくお願ひいたします。
○早川市民部長	それでは、私から市長に代わりまして諮問内容を読み上げさせていただきます。鑑の部分は省略させていただきます。ご了承ください。 ※諮問書を読み上げる
○事務局【町山係長】	ありがとうございました。 なお、委員の皆様には、後日、事務局から諮問書の写しを別途お渡しさせていただきますので、よろしくお願ひします。 恐れいりますが、早川部長及び山下副部長においては、次の公務がございますので、ここで退席とさせていただきますことをご了承ください。
※早川市民部長、山下市民部副部長退席	
○事務局【町山係長】	それでは、ここで小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により、議事進行の役を事務局から委員長へお渡しさせていただきます。吉田委員長、よろしくお願ひいたします。

(4) 小田原市人権施策推進指針の概要について

○吉田委員長	ただいまの諮問にある小田原市人権施策推進指針をより良いものとしていき、また新しい課題に対応できるよう皆様のご努力をお願ひします。 それでは議題(4)「人権推進指針の概要について」、新しい委員の方も大勢いますので事務局から説明をお願ひします。
○事務局【大澤主任】	それでは、議題(4)「小田原市人権施策推進指針の概要について」説明させていただきます。 お手元の資料2をご覧ください。 本市の指針は平成22年度に策定されたものですが、構成としましては、策定にあたっての趣旨や国内外の人権を取り巻く動き、目指すべき基本理念や目標を記載しています。その上で、基本目標の実現に向けて取り組むべき事項、そして分野別ごとに取り組む施策の方向をとりまとめた形となっております。 「人権教育の推進」「人権啓発の推進」「相談支援体制」や分野別に項目立てて施策の方向を記載するという構成は、神奈川県指針をベースとして検討したものと聞いております。 そうした中でも、本市として、①「小田原市の取組」を丁寧に書いたこと。②「基本理念」に「環境」を踏まえた記述を入れたこと。③少年院が立地する土地柄、犯罪被害者等の人権については、加害者に対する視点も入れたこと。④「さまざまな人権課題」では、個別課題とはしないものの「環境権」に係る記述を前文に加えたこと。⑤人権には平和が基本であることから資料に「小田原市平和都市宣言」を入

れたこと。⑥子どもの人権に関し、「小田原市教育都市宣言」「おだわらっ子の約束」を資料として加えたこと。

などが特徴として挙げられます。

また、「推進体制の確保」として、課相当の人権担当部署を設置することと、指針に基づく施策の進行管理にあたり、市民と専門家を交えた者で構成される機関の設置が提案されたことを受け、市民部の人権・男女共同参画課が設置されたほか、当委員会の前身組織である人権施策推進懇談会が常設された状況でございます。

続きまして、お手元の資料3-1、資料3-2をご覧ください。

資料3-1では県内自治体における指針の策定及び改定状況をとりとまとめており、資料3-2では自治体毎の指針の構成等について情報を記載したものです。

県内では、神奈川県が平成6年に「神奈川県人権施策推進指針」を策定し、その後、本市を含む県内12市が指針を策定し、人権施策の総合的な進行管理を図っております。

他市におきましても、基本理念や基本目標や分野別施策の方向における項目について、県及び本市との大きな差は無く、その他の様々な分野において、まとめ方等に多少の差異が見られる状況でございます。また、近年改定された指針の傾向を見ますと、性的マイノリティのことやインターネットによる人権侵害など、近年、関心が高まってきた分野について大きく取り上げている自治体が多いように感じます。

続きまして、資料4をご覧ください。

資料4では、平成23年度以降に制定された人権関連の主な法律についてとりまとめたものです。

現行指針策定から10年以上経過しておりますが、その間、様々な法整備の動きがございました。

主なものとしては、

平成24年 子ども・子育て支援法、子ども・被災者支援法

平成25年 子どもの貧困対策法、いじめ防止対策推進法、
障害者差別解消法、生活困窮者自立支援法

平成26年 リベンジポルノ被害防止法

平成27年 女性活躍推進法

平成28年 部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法

令和元年 パワハラ防止法

などがございます。

続きまして、資料5をご覧ください。

先ほどご説明しました他市の状況や法整備の動きがある中、本市が

取り組んでいる人権施策をとりまとめたものが資料5でございます。人権施策推進指針に基づき、施策推進の進行管理をするため、庁内に人権施策の取組状況について前年度の事業実績と今年度の事業予定を照会しており、小田原市人権施策推進懇談会の時から委員の皆様へ報告し、ご意見をいただいているところでございます。

前年度は、庁内への照会を実施できておりませんでしたので、過去2か年の実績と今年度の取組予定を記載し、分野別施策内容に分類してとりまとめています。

取組として、過去2か年につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、複数の事業で講演会や説明会が中止となる状況でございました。令和3年度においては、これまで行ってきた施策を引き続き継続していく予定が多く、感染症の状況を見極めながら、オンライン開催など、工夫しながら進めていく必要があるかと思われま

す。事務局で照会し、各課からとりまとめた資料となりますので、本日この場で、各事業の内容等について説明はいたしません

が、今後の委員会における分野別施策の検討に係る協議等に際し、ご活用いただければと考えております。

本市の状況等についてご説明してまいりましたが、国内では、人権侵害に関わる深刻な出来事が度々メディア等でも取り上げられ、相模原市の津久井やまゆり園での殺傷事件、ハンセン病患者を対象とした強制不妊手術、性的マイノリティの方に対する差別発言、パワハラ・セクハラ・マタハラなどのハラスメント、そして新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷など、今でも多くの人が苦しみの中で過ごしています。

インターネットの普及により利便性が高まった一方、見えない相手からの人権侵害に巻き込まれるなど、人権を取り巻く課題は多様化、複雑化しています。

世界に目を向けますと、国連サミットで採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにおける17の目標のうち、「ジェンダー平等を実現すること」や「人や国の不平等をなくすこと」が目標として掲げられています。本市については、令和元年に内閣府からSDGs未来都市に選定されており、今後SDGsの達成に向けて取組を一層推進していくことが求められています。

このような様々な社会動向を受け、本市におきましても、現在の人権課題に対応し、取り組むべき人権施策を明らかにして、市民の皆様と協働しながら未来に向けた新しい人権施策の方向性を示していくため、指針の改訂に着手して参りたいと存じます。委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見を願

	<p>たします。</p> <p>「人権推進指針の概要について」の説明は、以上でございます。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いします。</p>
※山岡委員 挙手	
○吉田委員長	山岡委員、お願いします。
○山岡委員	<p>今回の諮問は、新たな指針の改定ということですが、前回と同じ分野別の施策という形でまとめる方法が良いか、また、どのようにこれから話を進めていくことが良いか、委員長から知見をいただければと思います。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございます。議題（５）の中で、そういった話が出てくるわけですが、改定ということですので、根本からというより足りない所を加え、アップデートしていかなければならないと考えていましたが、山岡委員はどのような意見をお持ちか逆に伺いたく思います。</p>
○山岡委員	<p>前回の指針では、あまり具体的な内容が指針には載っていない。先ほど話していた取組状況について言うと、今、私は障がい者の就労として、商工会議所の中で知的精神障害のある方に働いてもらえるようなことがあればと考えています。</p> <p>資料５にある小田原市が今動いていることで、就労については30案件あったとのことですが、実際、就労支援をされている方へ聞きますと、マッチングはとても難しいということ、それと実態がほとんど知られていないという話があります。分野別で施策を決めていくとしても、もう少し指針となり、それが市民に浸透していくような表現の仕方であるとか、そのようなことを皆で議論して案を出していくことが良いのではないかと思います。</p>
○吉田委員長	<p>もう少し具体例を入れて詳しくということですか。</p> <p>どのような形式とするのか、指針に書くのか、それとも代わりの何かを作るのか、いろいろとやり方があると思います。</p> <p>今後検討していくということで、事務局としてはよろしいですか。</p>
○事務局【大澤主任】	はい。
○吉田委員長	<p>指針や理念となると、かなり抽象的な文言にならざるを得ないわけですが、そこについての意見であると思いますので、進め方を検討させていただくということで引き取らせていただきます。それでよろしいですか。</p>
○山岡委員	はい。
○吉田委員長	他にご意見、ご質問はございますか。
※原田委員 挙手	

○吉田委員長	原田委員、お願いします。
○原田委員	課題の一つ一つに興味がありまして、皆さんと話したいと思っています。もう少し具体的に、今の時間では読み切れない程の量があります。いろいろな事件もありましたので、この短い時間の中ですが精一杯取り組んでいきたいと思っています。
○吉田委員長	ありがとうございます。今日の予定としては、今ある指針の説明をして、どのような形で進めるか、先ほどの山岡委員のご意見も入れて、大まかな説明を行い、次回以降はもう少し具体的な話が出来ると思います。事前に送られた資料を読んでいただき、これはどのようなことか疑問があれば事務局へ次回詳しく聞いていただくと良いと思います。或いは、事務局へ予め質問をしていただくと、次回の委員会で皆さんと共有できると思いますので、よろしくお願いします。 意見を聴取するためのシートがありましたね。
○事務局【大澤主任】	はい。この後の議題で説明させていただきますが、短い時間の中ですべての意見を出し尽くすことは非常に困難な作業であると思っていますので、会議が終わった後で気づかれたこと、思い出したことなどがあるかと思っています。そこで、ご意見を皆様からいただけるように資料7として提案シートを付けております。忌憚ないご意見をシートによりいただくことで、会議の開催日数も限られておりますが、より濃い内容とすることができると事務局として考えております。
○吉田委員長	2年間で指針の改定は非常にタイトであると思いますので、どこまで詳しく出来るかはいつも議論となるところです。指針を作った時も同じでした。資料については出来るだけ早く送り、読み込んでいただき気が付かれたことを会議で出しながら進めていく必要があると思います。 その他のご質問、ご意見はございますか。
※その他意見なし	
○吉田委員長	それでは、議題（4）についてはこのくらいとさせていただきます。

(5) 今後の進め方について

○吉田委員長	今、話が出ていました、議題（5）「今後の進め方について」事務局から説明をお願いします。
○事務局【大澤主任】	それでは、議題（5）「今後の進め方について」説明させていただきます。お手元の資料6をご覧ください。 人権施策推進指針の改定に向けたスケジュール案でございます。 本日の第1回会議を含め、指針の改定にあたり、本年度に3回、来年度に3回、計6回の会議を開催したいと考えております。 2回目の会議においては、本日の会議でのご意見等を踏まえ、新た

	<p>な指針の基本理念や基本目標等についての議論を行うとともに、分野別人権施策について項目の検討を進めたいと考えております。</p> <p>3回目、4回目の会議においては、分野別の施策の中身について協議したいと考えております。その後、指針の素案を作成し、市議会6月定例会での中間報告を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の方々などからのご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>5回目の会議では、パブリックコメントでのご意見を踏まえ、指針案を作成し、6回目の会議で指針策定を完成させたいと考えております。</p> <p>また、新たな指針においては、広く市民の皆様へ理解していただき推進していくことを踏まえ、概要版を作成したいと考えておりますので、指針策定に合わせ、概要版の案についてもお示ししたいと考えております。</p> <p>策定にあたっては、非常にタイトなスケジュールでありますことから、会議の時間内だけでは、意見が十分に出せない可能性や会議後に気づいたことが出てくるといったことがあるかと思えます。</p> <p>そのため、会議時間外での委員の皆様からのご意見、ご提案を受け、次の会議等に反映できるよう、資料7として記入用紙を使用することをご提案したいと考えております。</p> <p>これにより、事務局と委員の皆様の間で議論を活発にするとともに、効率化を図りたいと考えております。</p> <p>以上で、議題（5）についての説明を終わらせていただきます。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございます。先ほど山岡委員からご提案がありましたが、概要版というのは今現時点では1枚でしたか。どのような形式でしたか。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>事務局で把握している中では概要版という形でまとめられたものはありません。</p>
○吉田委員長	<p>ホームページに載せているものがありませんでしたか。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>ホームページには、指針全てを載せていますが、分量も多く、読み込まないといけないところがございます。広く理解をしていただくということから、概要版の作成を事務局として行いたいとのことで考えている次第です。</p>
○吉田委員長	<p>山岡委員のご提案を取り入れるとしたら、概要版に具体例を入れて企画することが良いかと思いました。概要版を作る場合、並行して進めていかなければスケジュール的にも難しい。或いは少し時期が遅れて、そのようなものが出来てくることも良いかもしれません。タイトなスケジュールであることから根本的に書き直すことは難しいと思いますが、そのような対応はいかがですか、山岡委員。</p>
○山岡委員	<p>指針を作っても市民の共有が出来なければ、市にとっても市民にと</p>

	<p>っても何も良くないわけであり、共有できるものにしなければいけないと思います。それと、市民それぞれ関心がある項目は別々であることから、広報の仕方、周知の仕方を併せて考えていくことが必要と思います。</p>
○吉田委員長	<p>今日出たご意見についてどのように対応するのか検討が必要であります。事務局でも検討していただき、意見を取り入れられるように、おそらく概要版や冊子状のものにしても、抽象的すぎて市民の方がこれは何を表しているのか、分かるかどうかということですね、山岡委員。</p>
○山岡委員	<p>はい、そうです。</p>
○吉田委員長	<p>これを何とか補えないかというご意見ですが、ほかの委員のご意見はいかがですか。</p>
※大石副委員長 挙手	
○吉田委員長	<p>大石委員、お願いします。</p>
○大石副委員長	<p>初めての方は分からないかもしれませんが、今まで行ってきた議論があり、かなりの時間を費やしました。途中で寸断されてしまいましたが、かなり議論して積み上げてきた部分があります。そのことを事務局で前の部分も調べて、ここまで議論してきたという形で伝えないと、今まで議論してきたことが全部流れてしまう可能性があります。</p> <p>資料8の改定の視点についてのところで今までの意見が反映されていると思いますがどうですか。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>資料8のところでは、令和元年度の時に当時の委員の皆様からいただいていたご意見を記載しております。2年前の時にはその他にもご意見が出ていたかもしれませんが、今日の段階ではすべての意見を調べきれておらず、資料として出せておりませんので、事務局としてとりまとめたものを委員の皆様にお示しする必要があると思っています。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございます。既に議題（6）の内容にかかったように思います。スケジュールは非常にタイトであります、その中で委員のご提案を出来るだけ取り入れて進めていくようにしたいと思います。</p> <p>他にスケジュールそのものについて、暫定的に2年間でこのような形で進めることにご異議がなければ次の議題（6）の指針改定の方向性に進みます。</p>

(6) 指針改定の方向性について

○吉田委員長	<p>議題（6）「指針改定の方向性について」事務局より説明をお願いします。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（6）「指針改定の方向性について」説明させていた</p>

できます。お手元の資料8をご覧ください。

こちらは、指針の改定にあたりどのような体系とするのか、また、どのような視点を取り入れて策定していくのかについて事務局で案を作成したものでございます。左側に現行指針の体系、右側には令和元年度に当委員会を開催し、その際、当時の委員から新しい指針の体系や改定の視点について出された意見概要を記載しています。それらの意見等を踏まえ、事務局で吹き出しの形で案を記載させていただきました。

過去において委員から出された意見として、体系につきましては、人権施策推進懇談会の中から、世界人権宣言の趣旨を入れるべきとのご意見が出ており、加えて、SDGs についても盛り込んでいかかかのご意見がございました。また、指針に対し市として取り組む姿勢についてのご意見がありました。現行指針では、第3章に市の姿勢を表した表現がされておりますが、うまく伝わっていない可能性が考えられます。また、かつて小田原市で起こった生活保護に関するジャンパー問題について、記載をすべきではないかのご意見がございましたが、個別の事象に対しどこに記載すべきか、という点で検討を要する必要があるため、取り扱いを今後決めてはどうかとの方向性が出されておりました。その他、ヘイトスピーチや婚外子の課題についてのご意見や性的マイノリティについては分野別施策の一つとして項目立てしてはどうかのご意見もございました。

改定の視点につきましては、具体例を用いることなど誰に対しても分かりやすく伝える表現を積極的に取り入れていくべきとのご意見がございました。それに伴い、点字や音声データ、外国籍の方への表現などについても検討する必要があるとのご意見もございました。また、各人権課題における共通項を見つけ、その対応方法について施策の方向を記載するにあたり考えてはどうかといったご意見もございました。

このような様々なご意見をいただき、事務局で作成した方向性としましては、体系として、現行指針の流れは分かりやすくまとまっておりますので、章の構成は基本的に維持する形で考えております。また、基本理念や基本目標については、文言等の修正はあるとしても、人権施策を推進する上では普遍的なものであり、大きく変更する必要は無いかと考えます。

そのため、分野別施策に入る前段部分においては、令和4年度からスタートする第6次小田原市総合計画やSDGs のことなど、市全体で一丸となり進めていく計画との整合を図るとともに、過去のご意見としても出ておりました、世界人権宣言の趣旨を盛り込むことや市の基本

	<p>姿勢がより明確に伝わるよう、第2章の中で基本目標と切り離し表現したいと考えております。第3章では施策推進に向けた具体的に取り組む事項について示し、過去のジャンパー問題については、分野別施策に入る総括的な中で触れる方向で、掲載方法等について検討していきたいと考えております。</p> <p>分野別施策については、新たに生じた課題や認知が高まってきている課題など、今の実態の傾向に合わせた内容を盛り込むとともに、数々ある人権課題全てに注力するというより、市として特に取り組むべき課題を重点的に記述することで、どのようなことに強く取り組んでいくのかをメッセージとして示したいと考えております。また、現行指針においては、行政側が主体となる表現が多いことから、市民、事業者など市に関わる多くの人の参画が生まれるよう、指針の中で表現方法を検討したいと考えております。</p> <p>次に改定の視点としましては、出来るだけ分かりやすい表現を用いることを念頭に置き、文字数を少なくすることやグラフ・表などを用いて、視覚的に見やすくなるような工夫をしたいと考えております。また、多くの市民の皆様へ伝え、理解していただくことが重要であると考えておりますので、点字・音声データ等も含め多くの人に伝わる手法を検討したいと考えております。</p> <p>今、事務局での案を申し上げましたが、委員の皆様からのご意見を踏まえて新たな指針のたたき台として落とし込んだものを、今後確認していただく中で、忌憚ないご意見をいただきながら適宜修正を図って参りたいと思っております。</p> <p>以上で、議題（6）についての説明を終わらせていただきます。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。</p>
○吉田委員長	<p>待っている間に一つ聞いていいですか。</p> <p>資料8の左下に点字、音声データと書いてありますが、外国語版は現在ありますか。ホームページ上などに人権施策推進指針の英語などの外国語に翻訳されたものはありますか。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>現状ではございません。</p>
○吉田委員長	<p>少なくとも概要を作成した時に意識等を検討したほうが良いかと思えます。英語が良いのか、数か国語出来れば良いのですが、そのあたりを検討すると良いと思えます。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>ありがとうございます。</p>
○吉田委員長	<p>他の委員の皆様はいかがですか。</p> <p>何かこの時点でこの課題が書かれていないから入れるべきではないかといったご意見はございますか。</p>

	<p>おそらく、次回の冒頭にもう少し詳しく、前回どのような項目出ていたのかが示されると思います。吹き出しの4個目に性的マイノリティが書いてありますが、これは文部科学省から性同一性障害の子どもに対する配慮に係る文書が出ていることや小田原市でもパートナーシップ登録制度が作られたことから、そこについては項目が必要であるという意見が強くありましたので、文言として吹き出しに出ています。その他にお気づきの点がありましたら、言っていただくと予定に入れることができると思います。ご専門の分野で欠けているところはございますか。</p>
※意見なし	
○吉田委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次の委員会までしばらく時間があると思いますので、先ほど示された資料7の提案シートに補足するべきところを書いて事後に提出してください。指針を見ていただき、このように変えてはどうかという案がありましたら、提案シートを使い事務局へ提出していただくと、次回の議題に含むことができると思います。それではご意見を出していただくということによろしいですか。</p>
※委員からの異議なし	
○吉田委員長	<p>それでは議題（6）については、このあたりで終わりにさせていただきます。</p>

(7) その他

○吉田委員長	<p>次に、議題（7）「その他」として、最後の議題となりますが、委員の皆様から何かご発言したい方はいらっしゃいますか。</p>
※植田委員 挙手	
○吉田委員長	<p>植田委員、お願いいたします。</p>
○植田委員	<p>指針を拝見し素晴らしいと思います。これを更に修正する過程で、小田原市の中で見過ごしている分野が無いか検証する必要はないでしょうか。</p> <p>他の市で同様の委員に就かせていただいた時、市でアンケート調査を行ったことがあります。その時に、自死という課題が新たに挙がりました。先ほど別の委員が市民と共有できるかのお話がありました。分野別施策11項目に対する市民の思いなどを図ることができると、市の政策としてもより身近になるのではないかと思います。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございます。スケジュールはタイトですが、アンケート調査をすることは出来ますか。パブリックコメントでは一般の方がコメントをすることは少なく、団体がコメントをすることはあると思いますがどうですか。</p>

○事務局【大澤主任】	<p>予算の兼ね合いもございまして、対応ができるかという難しい状況でございます。当然、少ない人数を抽出するという形ではないため、無作為で市民を抽出する中で何千通であるとか、それくらいの単位で行うところから考えますと、難しい状況であると考えます。</p>
○吉田委員長	<p>他市の推進指針を見ますと、小田原には無い項目が幾つかあります。例えば先ほどの自死は横須賀が取り入れています。災害に伴う人権や疾病による人権を出しているところもあります。他市の状況を見ると、小田原にも取り入れるかどうかを議題する必要があると思います。</p> <p>市民の方がどのように思っているか、これまでアンケートは行っていなかったと思いますので、今後2年間の間に出来るかどうか、予算の問題もありますが、試みてもみることも良いかと思えます。当面はそのようなことを検討し、実情を事務局で担当部局から聞くこととします。担当部局を呼ぶことはできますか。</p>
○事務局【大澤主任】	はい。
○吉田委員長	<p>例えば外国人の人権について、小田原はそこまで人数もいなかったわけですが、流動的に状況が変わり、課題として何を入れて何を入れないか、何か見落とししていないかといった視点で考えていかなければいけません。自死についての担当部局は男女共同参画課ですか。</p>
○事務局【大澤主任】	<p>所管部署で申し上げますと、健康づくり課というところが自殺の予防対策などを担当しています。自死のところを課題として記載している自治体は横須賀市だけでなく、藤沢市などいくつかのところにあることも認識しています。</p> <p>しかし、私どもとしても例えば市内で自死となってしまった方の人数であるとか、ある程度、そういうデータなども拾い上げ、分析していくことが必要ではないかと考えています。そういうところから、大きな課題として挙げていくべきではないかということが見えてくるかもしれませんので、出来る限り庁内の中で持っている情報などを集め、取りこぼしがないように作っていきたくと思っています。</p>
○吉田委員長	<p>他市を見ると、いくつか小田原には含まれていない項目があります。その項目を抽出していただき、どの部局が情報を持っているかを確認していただき、項目として入れるべきか検討してはどうですか。少なくとも担当部局の説明は受けることが出来ますので、当面はそのように進める形ではないかと思えます。植田委員いかがですか。</p>
○植田委員	<p>説明をいただいたように他市では自死率が神奈川県内で最も高かったので項目として挙げたと記憶しています。各部局の統計情報をまとめていただければ良いかと思えます。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局で他市が取り上げていて、小田原市が入れていな</p>

	い項目について、どの部局が情報を持っているか整理をお願いします。
○事務局【大澤主任】	わかりました。対応させていただきます。
○吉田委員長	その他、全般的なことで気になるところなどはございますか。
※委員からの意見なし	
○吉田委員長	事務局からは、その他として何かありますか。
○事務局【大澤主任】	議題（７）「その他」として、事務局より今後の会議の運営方法について、委員の皆様のご意見がありましたら伺いたいと思っております。 今回、急遽、オンラインでの会議開催となり、いろいろと至らなかった点があったかと思えます。会議の形態として、今回のオンライン会議はどのようであったか、改善すべきところなど、会議後の提案シートへの記述でも構いませんので、ご意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。
○吉田委員長	私から一つ提案があります。５分なり、１０分なり時間を早く接続して、接続が問題ないか確認したほうが良いと思います。今日は、接続してから操作方法や問題がないかどうかを確認することが出来なかったのも、少し早めに接続してもらうよう案内をしてはどうかと思えますがいかがですか。
○事務局【大澤主任】	確かに、本日は開始直前で慌ただしくしておりましたので、委員長が今おっしゃったようにもう少し委員の皆様にも早く接続していただける環境となるよう、ご案内を促していきたいと思えます。
○吉田委員長	次回の委員会の開催予定は年末頃です。寒くなりますので、またコロナウイルスの感染状況もわかりません。事務局としては対面での会議の開催を検討していますか、それとも基本的にオンライン会議で行う方針もあると思えますが、どのように考えていますか。
○事務局【大澤主任】	担当としては、悩んでいます。対面の会議はコミュニケーションがスムーズで活発になりやすい反面、オンライン会議は皆様の移動の負担であるとか、時間的な制約についてもある程度解消できるメリットもありますので、悩んでいます。 今後の感染状況が、夏の状況のようであれば、当然、今回と同じような形でオンライン会議を主体として、やらざるを得ないと認識しています。
○吉田委員長	ありがとうございます。 委員の皆様、会議の形態については何か今の時点でご意見はございますか。
※委員からの意見なし	
○吉田委員長	様子を見ていくしかなかなかろうと思えます。事務局で準備に負担をかけると思えますが、よろしく願いします。 それでは、次回日程について、この時間で決めますか。事務局で具

	体的な予定はありますか。
○事務局【大澤主任】	お手元にお配りした日程調整表にて 10 月 22 日金曜日までに、ファックスかメールでご提出をいただければ、委員の皆様が出来る限り多く出席できる日にちで調整しますので、提出をお願いいたします。
○吉田委員長	<p>それでは、他にその他としてご意見等もないようですので、議題(7)は終わりにさせていただきます。</p> <p>本日の議事はすべて終了となります。円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございます。それでは、事務局へ進行をお返しします。</p>
○事務局【町山係長】	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>先ほど事務局職員の紹介ができませんでしたが、当課の課長が別の会議から戻ってきましたので、ご挨拶させていただきます。</p>
○事務局【竹井課長】	<p>遅くなりました。人権・男女共同参画課長の竹井と申します。</p> <p>本日、先ほど話に出ておりました、次期総合計画審議会の会合もありまして、その会議でも自死の問題について、もう少し詳細を中身に落とし込むべきではないか意見が出ておりました。社会情勢が変わっている中で、いろいろと反映していかなければならないことが出てくると思います。今回、とりまとめていただくにあたりまして、ご苦勞をおかけすると思いますが、よろしく申し上げます。</p>
○事務局【町山係長】	<p>委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。</p> <p>本日の議事におけるご意見等がございましたら、先ほど事務局からご説明させていただきました「提案シート」により、事務局宛てにご提出していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>初めてのオンライン会議での開催ということもあり、ご迷惑をお掛けいたしました。委員の皆様のご協力で会議が開催できましたことを感謝申し上げます。これで終了とさせていただきます。各自ご退出をお願いいたします。ありがとうございました。</p>